

特定生殖補助医療に関する運用検討小委員会より皆様へ
～「提供精子を用いる人工授精」に対する日本産科婦人科学会の見解改定案について～

(文責；特定生殖補助医療に関する運用検討小委員会 委員長 久慈直昭)

日本産科婦人科学会(以下、学会)ではいま、無精子症のご夫婦が第三者の精子を使って子どもを創る治療に対して、「提供精子で生まれた子どもが、提供者とあうことができる」ということを尊重し、実現するために、新しい「見解」を示して学会としてこの治療のあるべき姿を示すとともに、この問題に関心のあるすべての方のご意見をアンケート形式で募集しています。

ここでは、作成した委員会である「特定生殖補助医療に関する運用検討小委員会」より、作成の経緯と、どのような方にご意見をいただきたいかをまとめてみました。

ご意見は、別掲の URL (下記) から、顕名、匿名どちらでも構いませんのでお寄せください。

<https://www.jsog.or.jp/medical/11487/>

(注意)

- * シンポジウムと、見解改定案は別々に意見をいただいています。先にシンポジウムの意見を伺いますので、なければ「なし」とご記入ください。その後、「次へ」ボタンを押すと、見解改定案についてのご意見をいただく画面に遷移します。
- * 匿名の場合、名前に「匿名希望」と書いていただければ、属性・ご意見は公表しますが名前は出しません。また、「ご意見の公開を希望しない」にチェックをいただければ、いただいたご意見は非公開の委員会内でのみ、共有させていただきます。

A これまでの議論の経緯と見解改定の主旨

学会は「精子提供は匿名とする」という「提供精子を用いる人工授精に関する見解」(以下、「提供精子の見解」)ⁱを、1997 年に見解ができてからずっと変えないできました。しかしこの治療で生まれた方たちの中に、「子どもが提供者にあうこと」(いわゆる「出自を知る権利」)を、自分自身を知り、人生を歩んでいくためにどうしても必要とする方が多数いることが次第に明らかになってきたことから、学会は 2023 年に「出自を知る権利の重要性を認識し、法律が整備されたのちに、見解を速やかに変える」という声明を出し、この治療をうける、あるいは受けたすべての方のために、状況が許せばこの見解は変えなくてはならないという、新しい方針を明確にしていますⁱⁱ。

2020 年に成立した生殖補助医療法では「(提供精子) 治療に同意した夫が父親」と規定し、初めてこの治療が我が国の法律の中で明文化されましたⁱⁱⁱ。この時、生まれた子ども

の情報開示に関するあり方も「おおむね2年をめぐりに必要な法整備をする」とされています。

ただ、これから4年がたとうとしているいまま、法整備はなされていません。周知のように昨年、これに関する法案が国会に提出されましたが、「子どもが提供者と会えるようにする」ということについては不十分で、そのこともあって国会で審議されないままになっています。

以前も、この問題は何度も法整備がされようとしてきましたが、その都度様々な問題によって残念ながら整備されませんでした。

その結果、現在わが国では各医療機関がそれぞれの基準で治療を行い、またインターネットで精子を提供する方やエージェントまで現れています。何より、治療を受ける無精子症のご夫婦は、自分たち、そして生まれてくる子どものために何を考え、何に注意しなければならないのかわからない、どの考え方が妥当なのか確かな情報がなく、決めることができない、という困難な状況になっています。

今回の改定案は、当事者を含めた議論の中から集大成された、この問題に対する学会としての現時点で妥当と考えられる方向性を示すものです。

今回の見解改定は、概略以下の内容です。

1. 実施医師は精子提供者を同定しうる記録を保存し、子どもが成人した後に提供者と会う権利をできるだけ尊重する
(具体的には、
 - 1) いままで認めていなかった「非匿名：成人した子どもに会っても良いという提供者を募る」の提供を認め、一方今後匿名の提供者にも、成人した子どもが会うことを希望すれば、そのことを伝える)
 - 2) 将来的に精子提供は非匿名のみとすることが望ましい。しかし現時点では『提供者は親ではない』という法的枠組みが不十分であること、十分な数の提供者が集まらない懸念などを考慮し、過渡的措置として匿名提供と非匿名提供をいずれも認め、提供者が提供時に選択できるものとする。
2. 提供精子（非匿名の提供の場合）での、体外受精治療を認める
3. 実施する医師は、治療を受ける夫婦に対し、この治療で生まれたことを子どもに伝えることの大切さと、そのための適切な方法を、「専門家」（カウンセラー、看護師など）の援助を得て説明する

上記のようにこの改定では、「子どもが成人した後に提供者と会う権利」の尊重が、重視されています。これはいままで「出自を知る権利」と言われてきたものに近いのですが、第一に「出自を知る権利」というと「これは提供者の個人情報を強制的に開示するもので、プライバシーの侵害である」という、誤解を招く批判がでてくること、第二に、子どもが必要としているのは提供者の「個人情報」や、「周辺情報（職業、性格、嗜好）」など文字や

数字であらわされるものではなく、人間として「会って話ができること」であること、という二つのことから、この表現としました。

見解を作成した委員会では、実際に提供精子治療で生まれた方、その方たちを支えているカウンセラーの方に委員になっていただき、このことをはじめとしてより実際のニーズに沿ったものを目指しています。

B この見解にご意見をいただきたい方

この見解に意見をいただきたい方は、この治療に直接関係している方に限りません。ご夫婦自身の不妊治療を受けている方、同性カップルの方にも、何らかの形で関係がある事柄なのです。以下、なぜそのような方にもご意見をいただきたいか、私見を述べさせていただきます。

1. 提供精子で生まれた方

この治療で生まれ、特にご両親からそのことを告げられず、成人してから偶然その事実を知って傷つき、苦しんでいらっしゃる方もおられるでしょう。また、適切な方法で親から告げられても、一度は提供者に会ってみたい、しかし親がそれをどう思うかと、悩んでいる方もいらっしゃると思います。

これらの方も含め、この治療で生まれた方には是非今回の見解改定案を読んでいただき、自分の状況に照らして妥当と思えるのか、何か反対したい点があるか、あるいはここは書き加えるべき、などのご意見がありましたら、どのような意見でも是非いただければと思います。

2. 提供精子で子ども、あるいは家族を授かったご両親

子どもにこのことは言わないようにしようと決めたご両親、反対にきちんと伝えたつもりだけれどうまく伝わっているか不安、あるいは匿名の提供だったので子どもが将来提供者に会えなくて悲しむかもと心配されているご両親、隠していたのに何かのきっかけで子どもがそのことを知ってしまったご両親、様々なご両親の状況があると思います。

そのそれぞれの場合に、この見解がどのように自分たちの目に映るか、「そんなことは言ってほしくなかった」、「もっと早く聞きたかった」、どんなご意見でも構いません。この治療で家族を創られたご両親、あるいはお母様、お父様それぞれの正直なお気持ちを意見として聞かせていただければと思います。

3. この治療に精子を提供した方、またそのご家族

提供してくださった男性の中には、「精子を提供しただけだから」と、献血のような感じで割り切っている方もいると思います。一方、どこかに自分の提供した精子から生まれた子どもがいることから、良いことをしたと思う一方で、自分自身の子どもが自分の提供で生まれた子どもと結婚してしまうリスクや、提供したことを家族に話すべき

かなど、さまざま悩んでいる方もいらっしゃると思います。

善意で、(少額の代価も含めて) この治療に (多くの場合匿名で) 精子を提供してくださった提供者の方々、して下さった提供は、もちろん多くの人を助けた、素晴らしい行いです。全ての提供者の方々に、不妊のご夫婦が家族を創るために、精子を提供して力を貸して下さったことについて、まず心より感謝申し上げます。

ただ、生まれた子どもの何人かは、それぞれのタイミングでどうしても提供者にあいたい、という気持ちをいただきます。もちろんそれは「父親」としてではなく、自分と同じ遺伝子を持った「遠い親戚」として、生まれた方が「自分のこの才能、性格、あるいは特徴はどこから来たのだろう」という素朴な疑問に納得できる答えを見出すため、あるいは「精子からではなく、「(自分の誕生を助けてくれた) 人間から生まれた」という実感を得るためです。この意味では、「提供者」にも会いたい、(半分遺伝的につながっている) 同じ提供者から生まれた異母兄弟姉妹にもあってみたい、という要望もあります。

「成人した子どもが希望するなら会ってもよい」と約束しても、もちろんいきなりその時に氏名を明かして面会しなければならないということはありません。生まれた子どもの方でも、提供者との面会がどういう結果になるか不安だと思います。また、提供者とは会ってみたいけれど育ててくれたお父さんがどう思うか、悩んでいる子どもも少なくないことも海外の研究でも分かっています。そのためカウンセラーが子ども、提供者双方と連絡をとり、時間をかけ、時にはメールや手紙のやりとりの仲介をカウンセラーなどがしながら、最終的に子どもがどうしても面会を希望すれば、多くの場合カウンセラー立会いの下で会うこととなります。さらに面会する際も、信頼関係さえあれば、「氏名」や「住所」は、必ずしも最初から明かさなくても良いのです。

さらに、過去に匿名で提供した場合であっても、自分が提供した精子で生まれた子どもからカウンセラーを通して連絡をうけ、面会してみたら「自分の人生が会う前より豊かになった」とおっしゃる提供者や、その家族(妻など)も海外にはいらっしゃいます。この見解で必要性を訴えている「提供者は親ではない」という法規定がきちんと確立すれば、いままで匿名で提供した提供者の方の中でも事情が許す方には、面会を希望する子どもに会って話してみしてほしい、と思っています。

子どもと提供者が、こうして自由に会うことができるようになってこそ、精子提供は他の臓器提供、献血、骨髄移植等と同様に、提供した方が「本当に提供してよかった」と誇りに思うことができるはずです。

これらのことを含め、匿名、非匿名でこれまで提供して下さった男性の方に、この治療と今回の見解に対する自由なご意見をいただければ、と思っています。

4. この治療に実際に携わった医師、看護師、当事者にかかわったカウンセラーの方

2000年より前に、この治療に携わった医療者は、「秘密は(夫婦が)墓場まで持っていくように」と、子どもに伝えないことを勧めたかもしれません。また、親が子どもに事実を明かすことは必要だが、提供者に子どもと会うことを約束してもらうのはやり

すぎ、あるいは混乱を招くものだ、という意見もあるでしょう。

反対に、現在の匿名の枠組みを残せば、親にいくら子どもに事実を伝えるように説明しても、提供者に会うことができないために、苦しむ子どもがまた生まれてきてしまう、という意見もあるかもしれません。

当事者でなく、医療やカウンセリングに携わる立場として、皆さんの経験を踏まえた意見をぜひ、お聞かせください。

5. 第三者の精子、卵子、あるいは子宮を使用して子どもを得る治療に関心がある研究者
提供精子で生まれた子ども、その家族、提供者やこの治療の枠組み全体について、海外では様々な経験や、研究がされています。ご自分でこれらの国を訪れて研究をした、あるいは様々な研究者の論文を読んでよく知っている方もいらっしゃると思います。先生方の知識を踏まえて、今回の見解改定案がどのように映るか、忌憚ない意見を頂戴できれば、本当に助かります。

6. 現在、ご夫婦で不妊治療を受けていらっしゃる方

ご夫婦自身の精子・卵子で不妊治療を受けていらっしゃる方には、この治療は直接関係がないかもしれません。しかしいつ妊娠できるか、本当にできるか分からない、それでも赤ちゃんと会って、家族を作りたいと考えていらっしゃる方には、不妊治療の目的が「幸せな子どもと、幸せな家族を創ること」であることは、切実に分かっていることとおもいます。

そんなご夫婦にも、「子どもが提供者と会いたいという気持ち、それによって両親や、提供者も幸せになることができるはず」というこの見解に、是非ご意見をいただければと思います。

1. 卵子提供、代理懐胎などの治療を受けている方、考えている方
2. 同性のカップルなど、現在は公費で行う不妊治療の範囲に入らないが、家族を持ちたいと考えている方

精子提供以外の不妊治療を受けている方、受けようとしている方、あるいはそのご家族・関係者の方、また同性カップルなど現在は公費での不妊治療が受けられない方にも、この見解をどう受け止めるか、ご意見をいただければと思います。異性のカップルでも、同性のカップルでも、子どもとともに幸せな家族を創りたい、という思いは一緒だと思います。ぜひご意見をいただきたいです。

もちろんすぐに学会が見解を改定して、これらの方の治療を全面的に支援することは難しいかもしれませんが、少なくとも日本産科婦人科学会の委員会では皆さんの意見を聞き、将来へつながる議論をしていきたいと努力しています。

7. 第三者の精子、卵子、あるいは子宮を使用して子どもを得る治療に関心があるそのほかの方

提供精子で生まれた子どもが、提供者に会いたい、ということについては「そうした治療で生まれたのだから、(子どもが提供者のことを)知りたいと思うのはわがままで」「育ててもらった親がいるのに、提供者を探すのは親に失礼だ」と、思われる方もいらっしゃると思います。あるいは「血のつながらない子どもをつくるような治療は、本来あってはならない」という意見もあるでしょうし、「子どもをほしい、作らなければならないというのは、わがことのようによくわかる」という意見の方もいらっしゃると思います。普通のあなたの自由なご意見を、是非いただきたいと思います。

そしてもし、あなたが子どもを得たことで人生が変わった、あるいは自分のお父様やお母さまとの関係でこの問題に関係するような経験をしたことがあるのであれば、率直なご感想をこの見解に対してお寄せください。もちろんご自分の状況のなかで、自由に意見を言うだけで結構ですし、それは我が国において「家族を創る」という大きな、かつ普遍的な枠組みのイメージをみんなが納得できる形で作り上げていくうえで、大きな力となるはずです。

(以上)

i 日本産科婦人科学会 提供精子を用いた人工授精に関する見解

<https://fa.kyorin.co.jp/jsog/readPDF.php?file=78/1/078010047.pdf#page=11>

ii 日本産科婦人科学会 配偶子提供における子どもが自己の出自を知る権利について

<https://www.jsog.or.jp/medical/908/>

iii 法務省 生殖補助医療の提供等及びこれにより出生した子の親子関係に関する民法の特例に関する法律

https://www.moj.go.jp/MINJI/minji07_00172.html